

角田市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年度～令和11年度

令和8年3月  
角田市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

# 1 計画の趣旨、現状

## (1)計画の趣旨

この計画は、角田市の学校教育現場における教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保の徹底を図り、授業の質を高め、児童生徒の健全な発育を支える組織運営を実現することにあります。教育職員の過重負荷を軽減し、勤務環境の改善と、教職の魅力向上を図り、職務遂行能力の向上を目指すものであります。

このことによって、教育職員ひとり一人が能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的とし、角田市教育振興基本計画に掲げた目標「学びって楽しい！～持続可能な社会を実現する人づくり～」を達成するための取組の一環として位置づけるものです。

## (2)本市の現状

本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「角田市教育委員会に属する県費負担教職員の業務量の適正な管理等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	26 時間 48 分	13.6%	2.3%
中学校	40 時間 42 分	32.3%	4.3%
計	31 時間 42 分	20.1%	3.0%

※ 女性活躍推進法・職員の勤務時間の状況調査及び、正規の勤務時間外における在校時間調査及び労働安全衛生管理体制の整備状況調査より

時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で32.3%、全体でも20.1%と教育職員の5人に1人の割合となっています。令和5年度(35時間30分)と比較すると、減少傾向にあるものの、教員が支援する子供たちの抱える様々な課題が複雑化・困難化していることも要因の一つと考えられます。

また、月80時間超の教育職員が全体で3.0%おり、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題もあります。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要となっています。

このようなことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度に、年間360時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の取得日数を15日以上にする【R6 15.1日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする【R6 10.1%】
- ウ ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を90pt以下とする(基準値100)【R6 93pt】
- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を60%以上にする【R6 52.4%】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 学校業務の見直し

学校又は教師の「業務の3分類」を踏まえ、業務の分担の見直しや適正化を図る。

#### イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間などにおける見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・苦情等に対応する相談窓口の設置の検討や、市長部局とも連携して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に学校以外が対応できる体制の構築を図る。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの導入を推進することや、保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の検討、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

◇部活動

- ・原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

八 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員等を学校の実態を踏まえ、効果的に配置する。
- ・校務支援システムの導入を図っていくなど、デジタル技術の活用を推進し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加率を高め、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員や、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話機の更新時等を捉え、録音機能付き電話機を計画的に設置する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えるなど、長時間労働による過労が疑われる職員や、ストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、市の産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・定時退校日を週1回設定するよう推進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システム導入までは従来行っている方法で把握し、導入後は虚偽記録が発生しないよう、管理職が適正に管理したデータを活用する。その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向け

た取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。